

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和6年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表の数値は令和6年10月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用している事業所の状況

(1) 令和6年10月末時点で、外国人労働者数は134,101人、外国人を雇用する事業所数は22,384か所であり、令和5年10月末時点の119,466人、20,884か所に比べ、14,635人、1,500か所の増加となった。

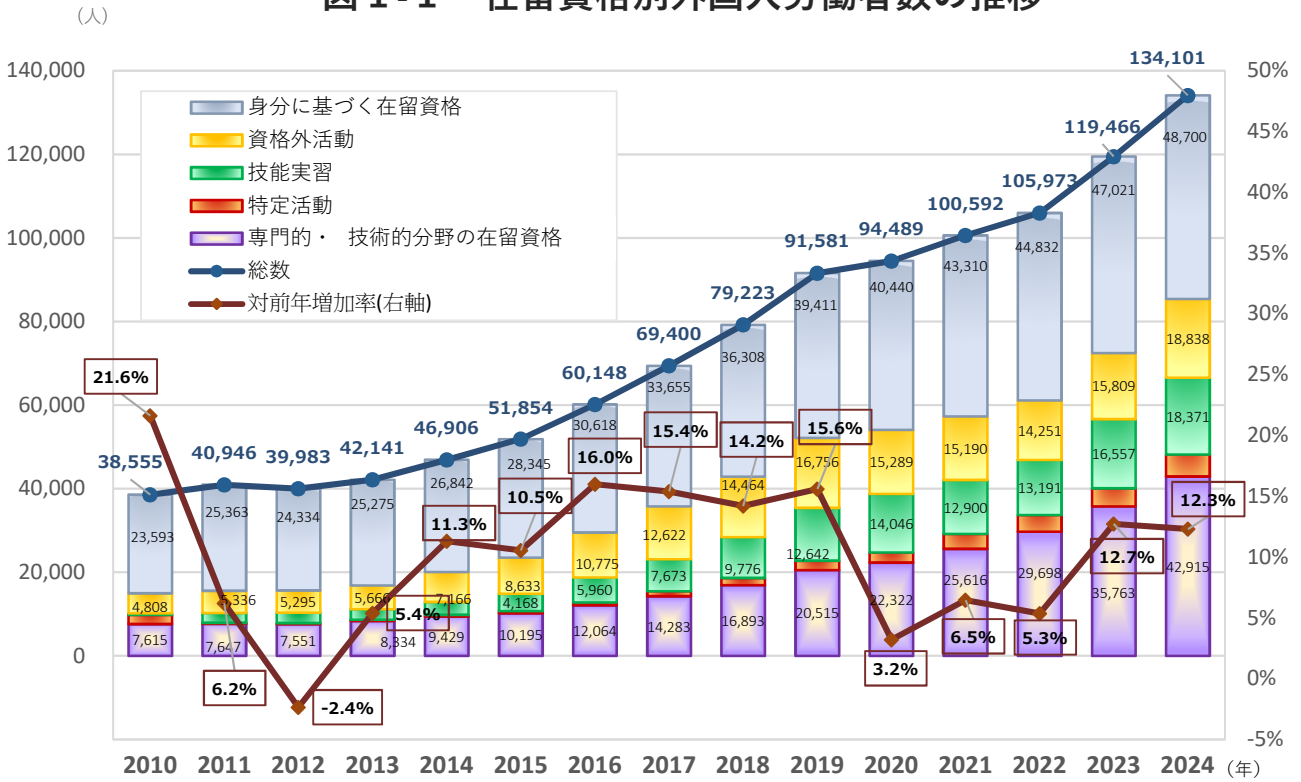
外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、最高の数値を更新した。対前年増加率は、外国人労働者数で12.3%と前年12.7%から0.4ポイントの減少、事業所数で7.2%と前年7.1%から0.1ポイントの増加となった。【図1-1、参考-1】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の22.5%を占める。対前年増加率をみると、「建設業」（22.9%）、「医療、福祉」（20.3%）などにおいて大きくなっている。【図2-2、7-1、参考-6】

(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は1,654か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は22,462人であり、それぞれ事業所全体の7.4%、外国人労働者数全体の16.8%となっている。前年比では、96か所（6.2%）、2,064人（10.1%）の増加となっている。

【別表2、参考-1】

図 1 - 1 在留資格別外国人労働者数の推移



注 1 : 「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
 注 2 : 「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注 3 : 「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
 注 4 : 「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図 1 - 2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

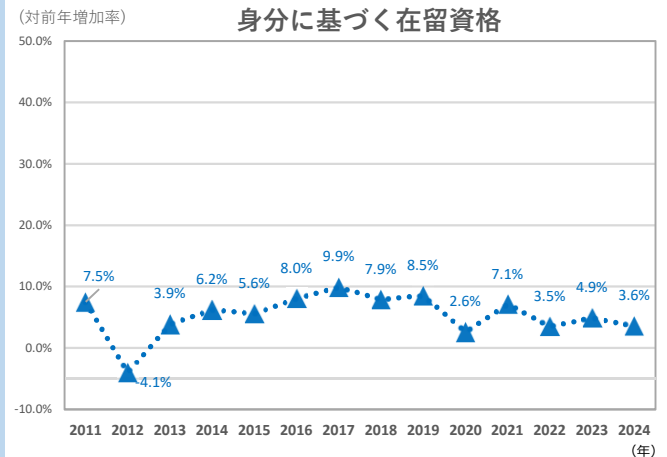
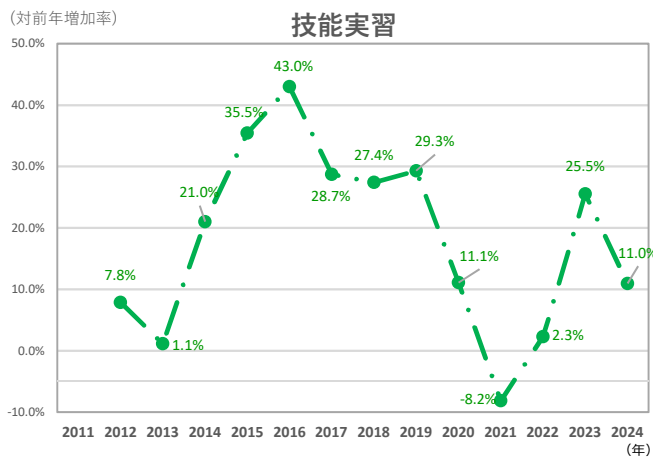
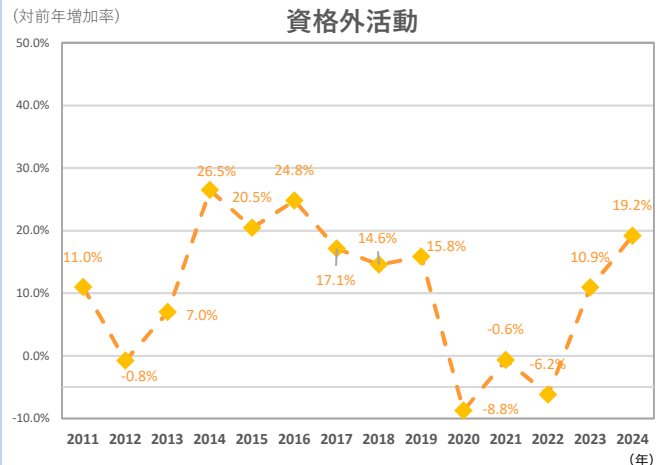
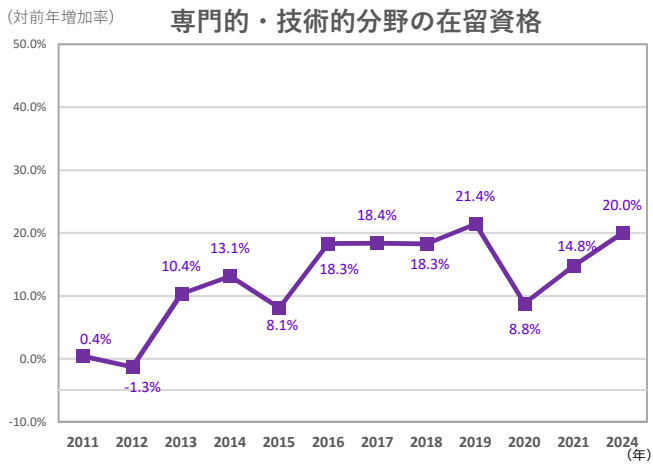


図 2-1 産業別外国人労働者数の推移

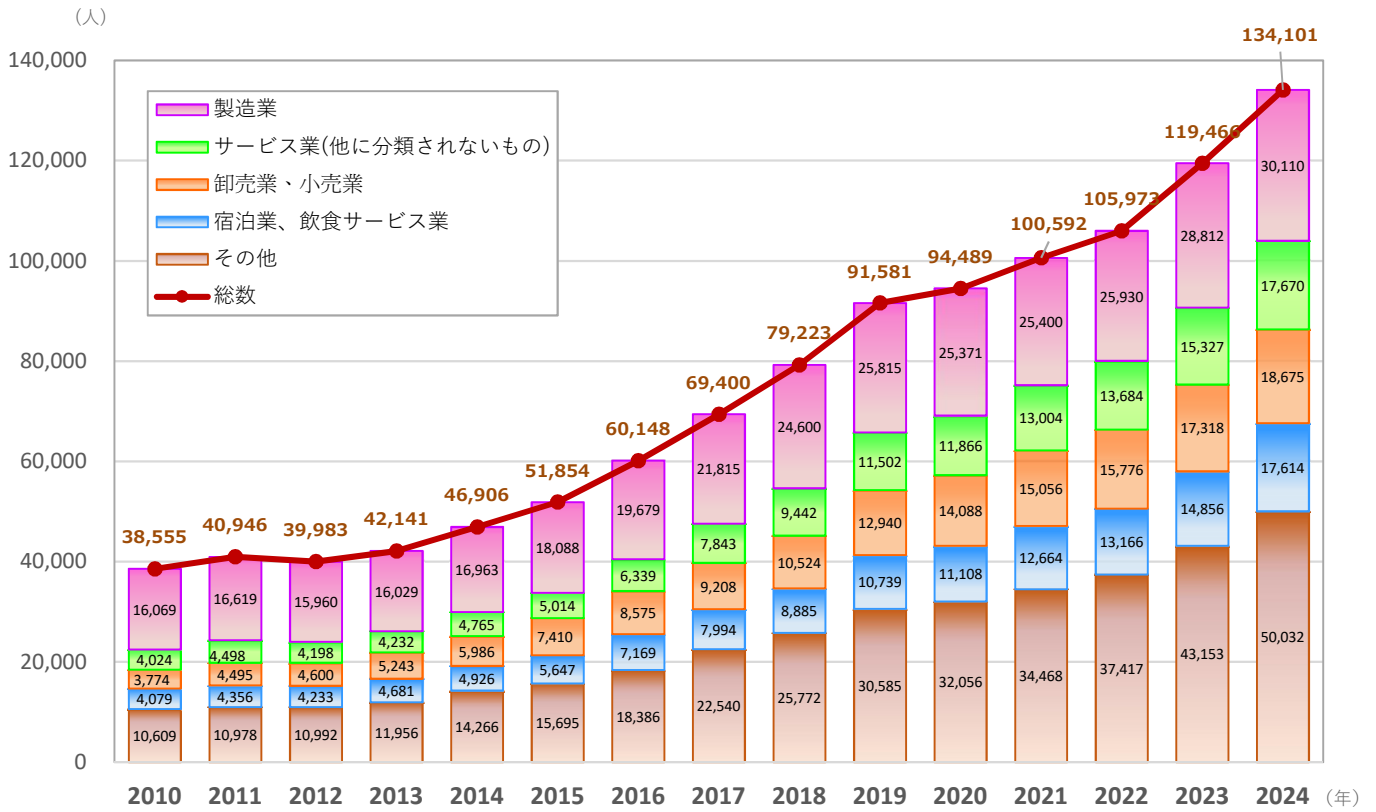
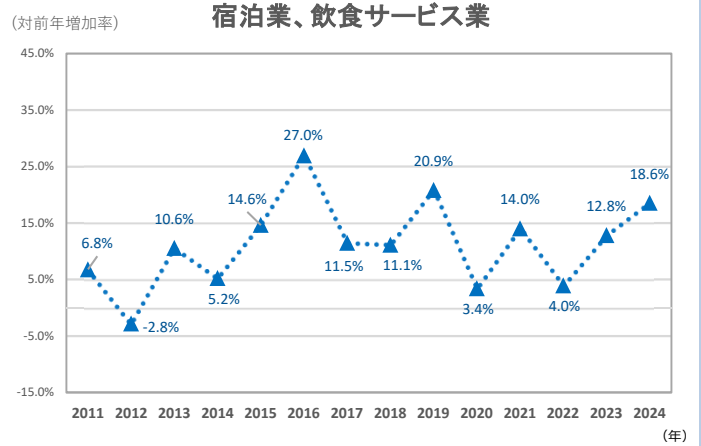
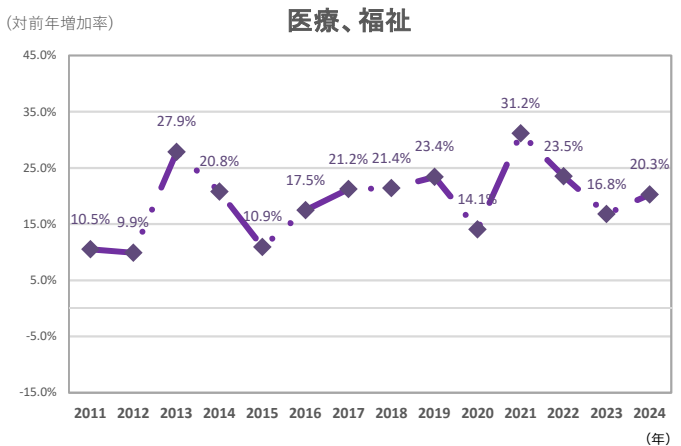
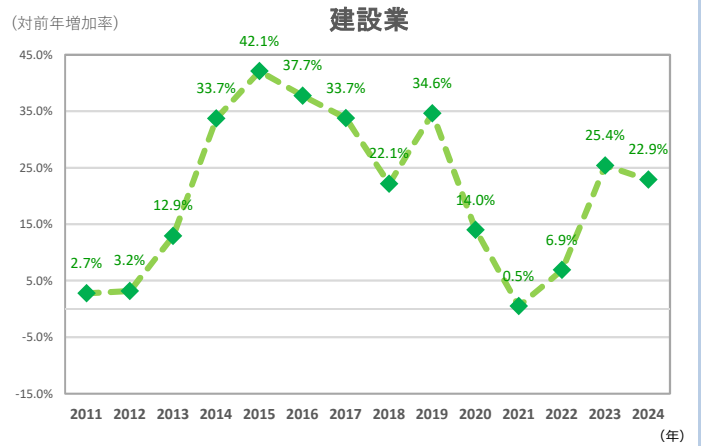
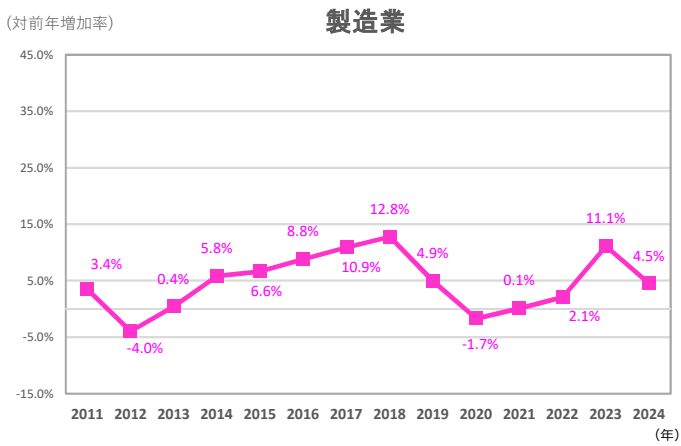


図2-2 増加率の大きい主な産業分野の外国人労働者数対前年増加率の推移



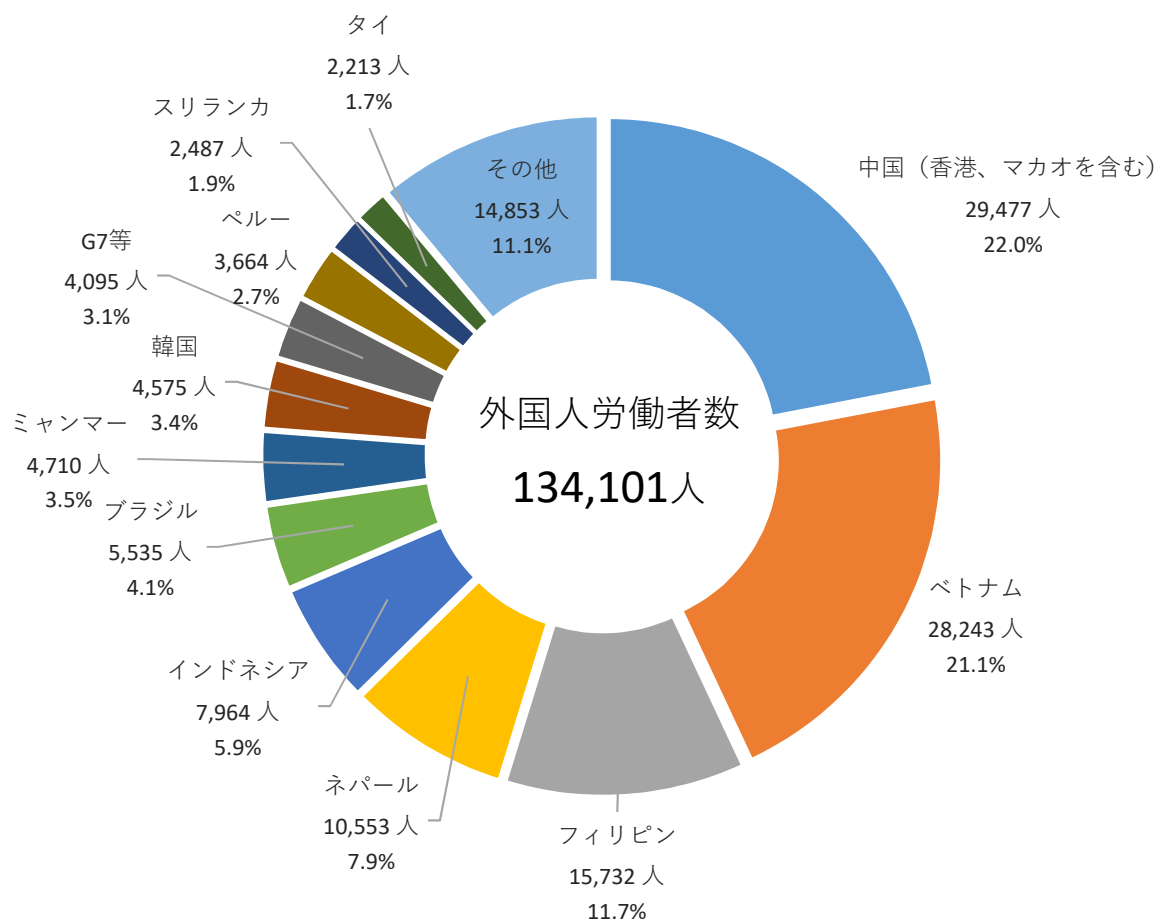
2 外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者を国籍別にみると、中国が最も多く 29,477人であり、外国人労働者数全体の22.0%を占める。次いで、ベトナムが 28,243人（21.1%）、フィリピン15,732人（同11.7%）の順となっている。

【図3、別表1、参考-4】

対前年増加率が大きい上位3か国をみると、ミャンマー46.8%（4,710人）増加、ネパール35.8%（10,553人）増加、インドネシア34.0%（7,964人）増加となっている。【参考-4】

図3 国籍別外国人労働者の割合

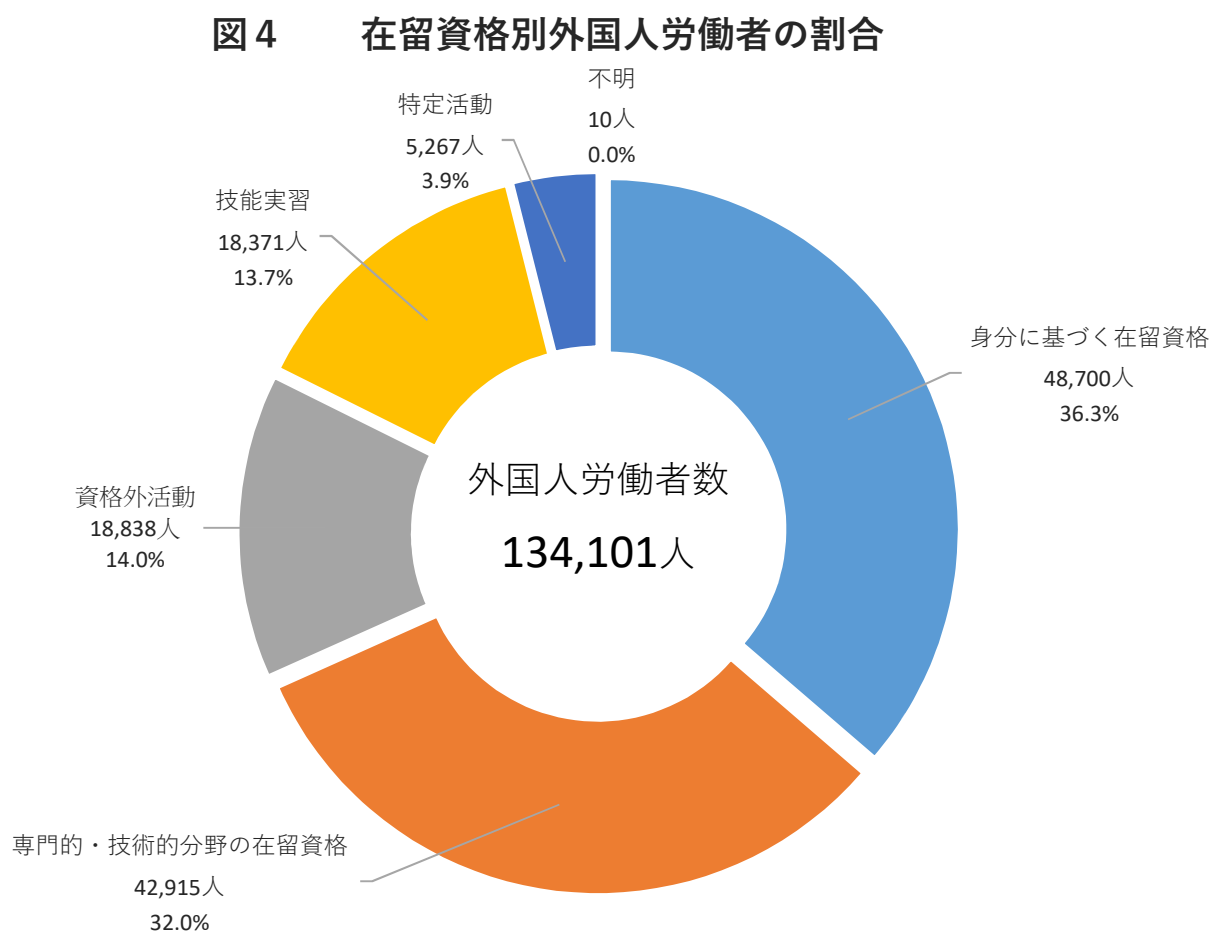


(2) 外国人労働者数を在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」(注1)が最も多く48,700人で、外国人労働者数全体の36.3%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」(注2)が42,915人(同32.0%)、「資格外活動」(留学を含む)が18,838人(同14.0%)、「技能実習」が18,371人(13.7%)の順となっている。

前年比では「特定活動」が5,267人(22.1%)、「専門的・技術的分野の在留資格」が42,915人(20.0%)、「資格外活動」は18,838人(19.2%)の増加となっている。【図4、別表1、参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」(注3)の外国人労働者数は9,545人となっている。

【別表9】



(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

(注3) 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国、韓国、タイでは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ 41.1%、49.9%、52.7%となっており、中国は、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が 40.4%を占めている。

ベトナム、インドネシア及びミャンマーでは「技能実習」の割合がそれぞれ 32.4%、55.1%、22.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ 35.8%、31.2%、42.7%となっており、その内訳をみると「特定技能」の割合が17.2%、24.4%、22.4%と大きくなっている。

フィリピン、ブラジル及びペルーでは「身分に基づく在留資格」の割合が 74.3%、98.2%、99.1%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がそれぞれ46.1%、55.8%、74.2%と大きくなっている。

ネパールでは「資格外活動」が64.3%を占めており、うち留学は39.3%となっている。

韓国やタイは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ 49.9%、52.7%を占めている。

スリランカでは「専門的・技術的分野の在留資格」が49.7%となっており、うち技術・人文知識・国際業務の割合が45.6%となっている。

G7等(注4)では「専門的・技術的分野の在留資格」が 52.7%を占めている。

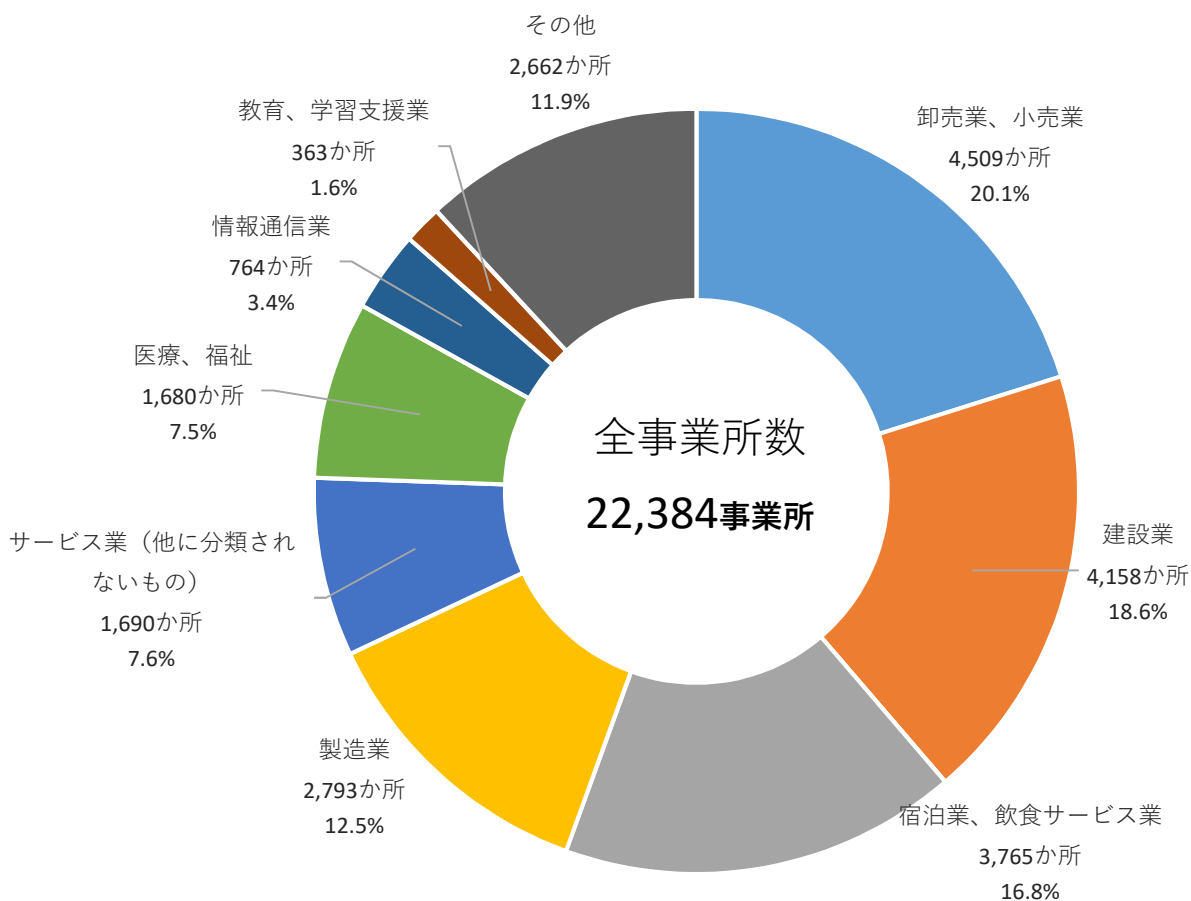
【別表1】

(注4) G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人を雇用する事業所の状況

- (1) 産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が20.1%、「建設業」が18.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が16.8%、「製造業」が12.5%の順となっている。
- また、産業別の対前年増加率をみると、「建設業」4,158か所（11.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」3,765か所（9.5%）、「医療、福祉」1,680か所（8.7%）の増加の順となっている。【図5、別表4、参考-2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合

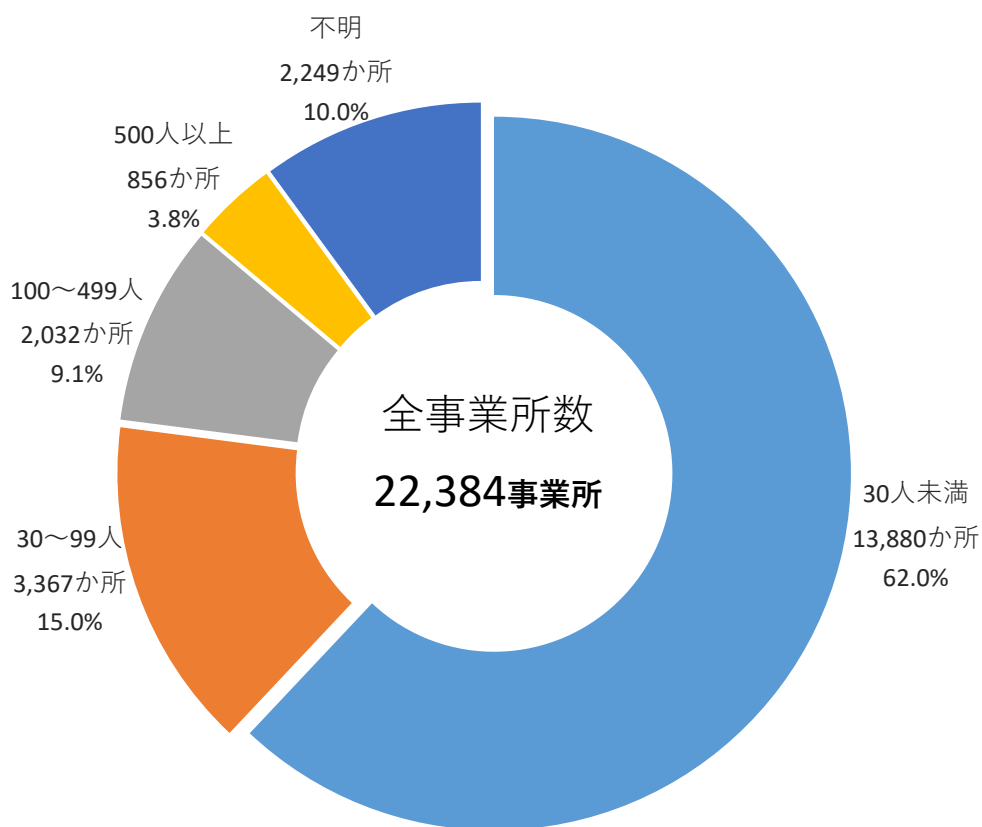


(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の62.0%を占めている。

外国人を雇用する事業所数はいずれの事業所規模においても増加しており、「30人未満」規模の事業所が前年比で8.8%増と、最も高い増加率となっている。

【図6、別表8、参考-3】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が22.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」が13.9%、「サービス業（他に分類されないもの）」が13.2%となっている。

【図7-1、別表4、5】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では同産業の外国人労働者数全体の16.3%にあたる4,913人、労働者派遣業を含む「サービス業（ほかに分類されないもの）」では、同54.0%にあたる9,533人となっている。【図7-2、別表4】

図7-1 産業別外国人労働者数の割合

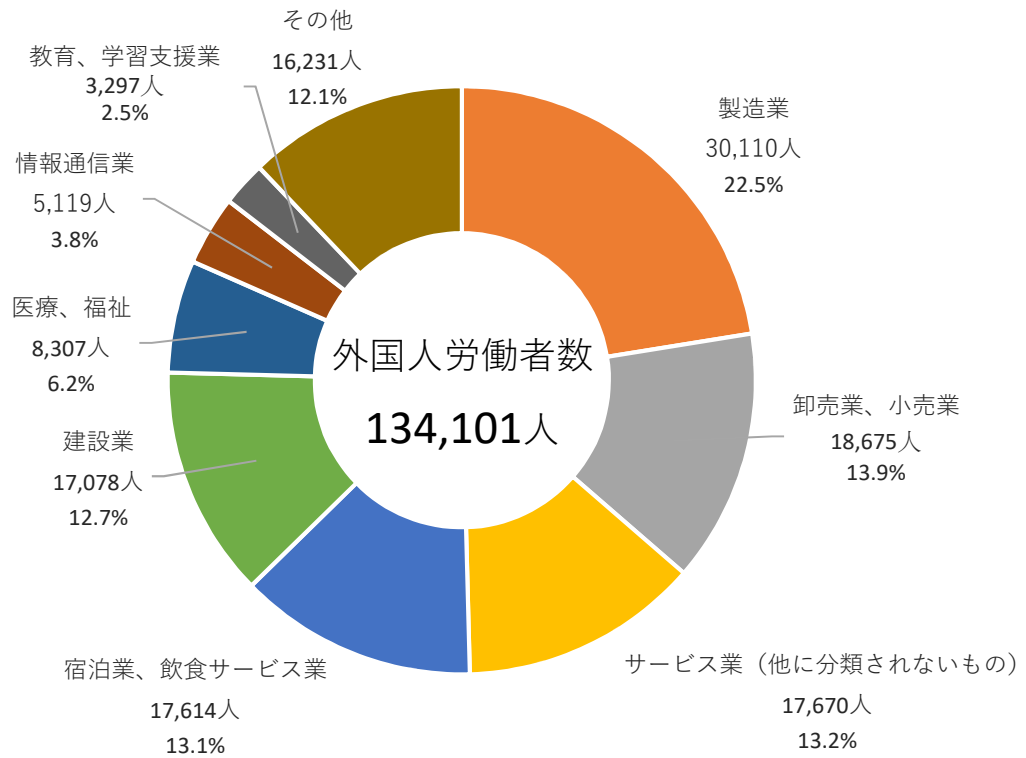
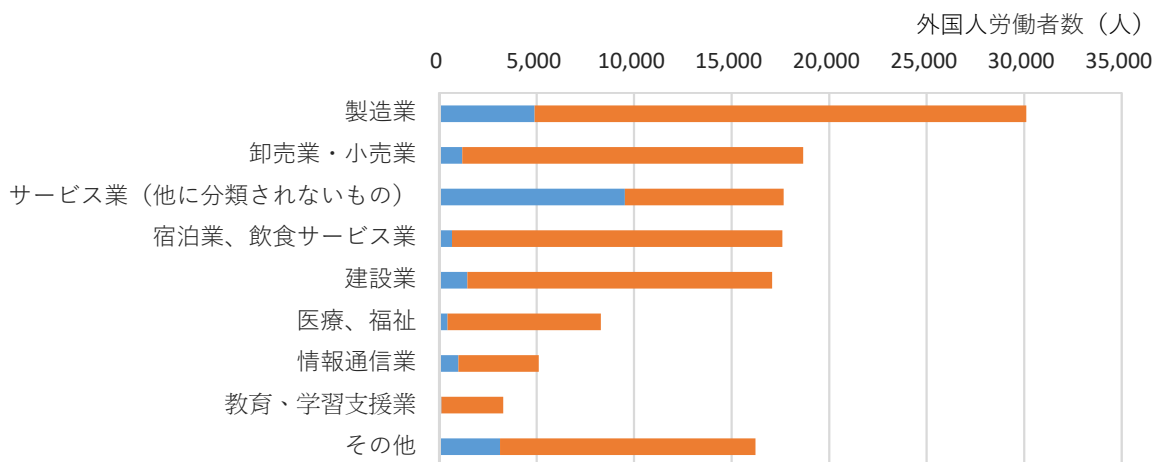


図7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



■ うち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者

(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」22.7%、「卸売業・小売業」13.1%、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ12.5%、11.0%となっている。また、「技能実習」では、「建設業」が49.2%、「製造業」が26.0%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が27.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」が15.7%となっている。【別表6】

国籍別・産業別にみると、タイ、ブラジル、ペルー、ベトナム、フィリピンでは、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ38.1%、36.5%、35.4%、28.2%、27.5%となっている。ネパール、中国、ミャンマーでは、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ27.4%、21.3%、19.9%、韓国では「卸売業、小売業」が17.7%、「製造業」が17.2%、インドネシアでは「建設業」が39.9%、スリランカでは、「卸売業、小売業」が33.0%、G7等では、「教育、学習支援業」が30.9%と最も高い割合を示している。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ32.0%、28.1%となっている。【別表7】

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の36.8%を占めている。【図8、別表8】

図8 事業所規模別外国人労働者数の割合

